

【令和2年度 包括外部監査結果報告の概要】

包括外部監査人
公認会計士 後藤 英之

1. 監査のテーマ

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

2. 監査の対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の事務も対象にした。

3. 監査の対象部局及び対象事業

香川県では、健康福祉部子ども政策推進局を設けて、子ども・子育て支援に係る事業について一定の整理・集約をしている。このため、当年度の監査の対象部局としては、健康福祉部の子ども政策推進局とした。

子ども政策推進局の令和元年度の成果報告書では、42事業（以下、大項目という。）を実施しているが、それぞれの事業はさらに複数の事業（以下、中項目という。）で構成されている事業もある。このため、監査の対象とする事業については、74事業ある中項目レベルで、予算額、決算額で抽出した上で、40事業について1次手続としてヒアリングを行い、ヒアリング内容に基づいて、具体的な2次手続実施先28事業を選択した。

4. 監査テーマの選定理由

平成29年に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の将来推計人口（平成29年度推計）」の出生中位・（死亡中位）推計によると、平成20年にピークを迎えた我が国の人口は減少を続けて令和35年（2053年）に1億人を割り、その後も減少すると推計されている。

香川県においても人口は、平成11年をピークに65歳未満人口の減少により緩やかに減少している。人口の減少は、需要の縮小と労働人口の減少につながり、経済活力をはじめ、生活全般に様々な影響を及ぼす可能性がある。

香川県では、平成28年度からの新たな香川づくりの指針として策定された「新・せとうち田園都市創造計画」において「少子化の流れを止め、長期的には、出生率の向上等により人口増への転換を図るためには、結婚から妊娠・出産を経て子育てまでの支援を切れ目なく、また、地域の実情に応じて総合的に進め、若者が家庭を持ち次世代を担う子どもたちを生み、健やかに育てることに夢や希望を感じることでできる社会を作る必要がある」との課題認識のもと、県の重点施策の一つとして「子育て県かがわ」の実現」が位置づけられている。

当該施策は県にとっての重点施策である一方、県民にとっても身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。そのため、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について監査を行うことは県民にとって有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

5. 監査の主な要点

- ・子ども・子育て支援に関する財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ・各財務事務についての効果検証が行われ、その結果により翌年度以降の施策の見直しが検討されているか
- ・財務事務の実施に当たり事前に効率性の検討がなされているか、また類似した他の事業により重複が生じていないか確認されているか
- ・施策の設計や財務事務の実施において、市町との連携が検討されているか

6. 監査報告の指摘・意見

Ⅲ. 4. 結婚支援事業

ア.	【意見】	<p>会員がマッチング（お引合せ）のための情報閲覧・検索及びお申込みするに際しては、拠点における専用タブレットを利用することとしている。このため、利用者は、開所時間（利用時間）内に拠点に赴く必要がある。会員の利便性向上や新会員確保の観点から、利用者の端末等から自由な時間にリモートで情報閲覧・検索、お申込みができる環境について検討することが望ましい。</p>
	【背景】	<p>香川県では、当該事業における個人情報保護の観点から、マッチング（お引合せ）のためのマッチングシステムによる情報閲覧・検索、お申込みは、各拠点にある専用タブレットでのみ可能なように設計されている。このため、県では会員の利便性を考え、常設のかがわ縁結び支援センターのほか、東讃、中讃、西讃、小豆島、丸亀市、高松市に週1回から月1回の頻度で利用できる拠点を設けている。また、かがわ縁結び支援センターや高松市市民サービスセンターでは利用可能時間を延長するなどの対応をしている。</p> <p>しかし、月例報告書の会員からの声やインターネットの口コミ等をみると、各拠点の利用可能時間内に各拠点に赴き利用することが困難又は不便を感じている会員又は潜在的会員が存在している。この点、マッチングシステムを利用して同様の事業を実施している他の25県のうち、9県においては、利用者自身の端末から、閲覧、検索、お申込みができるようにしている。</p> <p>香川県においても、個人情報の保護等に十分配慮しつつも、現会員の利便性向上及び新会員の確保の観点から、利用者の端末で閲覧、検索、お申込み等ができる仕組みについて検討することが望ましい。</p>

Ⅲ. 5. 地域子育て推進事業

ア.	【意見】	<p>地域子育て支援拠点事業における各市町からの実績報告書については、審査の過程で、市町から関連資料を入手し、照合することが望ましい。</p>
	【背景】	<p>県では、各市町からの実績報告書について、各市町から関連資料を入手し確認しようとしている。ただし、令和元年度において、一部の市町については、補助基準額を決定する市町直営の拠点の拠点情報に関する資料（専任職員配置数）を提出しておらず、これらについては、県として口頭で確認した形になっている。今後は、審査に必要な書類として提出してもらえるように事前に市町と調整することが望ましい。</p>

Ⅲ. 8. 小児慢性特定疾病対策事業

ア.	【意見】	小児慢性特定疾病医療費受給者が、受給者証に記載された指定医療機関以外を利用する場合でも、追加の申請手続が不要となるような仕組みを研究されることが望ましい。
	【背景】	<p>現在、小児慢性特定疾病医療費受給者は、原則、受給者証に記載された指定医療機関での受診の場合のみ、医療費の助成を受けられる。受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合は、受診当日、指定医療機関変更申請の意思表示をすれば、後日の変更申請手続でも医療費の助成を受けられるものの、追加の申請手続が必要な仕組みとなっている。</p> <p>受給者証に記載されていない医療機関を受診した場合でも、追加の申請手続が不要であれば、利用者にとって明らかに利便性は高い。一方、追加の申請手続が不要となると、保健所に病状等をはじめとした児童の状況変化に関する情報が入らなくなり、適時にきめ細かいフォローがしにくくなる等のデメリットも想定される。</p> <p>他の自治体においては、受給者証に記載されていない医療機関を受診する際の追加の申請手続を不要としたり、全国の小児慢性特定疾病指定医療機関を利用可能としている場合がある。香川県においても、従前どおりの情報が保健所に入るような情報伝達経路の整備等、デメリットを解消しつつ追加の申請手続が不要となるような仕組みを研究されることが望ましい。</p>

Ⅲ. 9. 保育所施設型給付費

ア.	【意見】	<p>市町からの施設への給付費の毎月の支払について、各月の支払時点で、認定が行われていない加算項目については、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる場合は、概算で支給することができる。ただし、市町によっては、施設と協議の上、加算項目の一部を概算で支給せず、加算認定後に、遡及して支給している。</p> <p>当該事業は、各市町が実施の主体であるため、県として支払方法についての指導等の権限はないものの、各月支払で概算払いを利用していない理由について把握しておくことは、県としてより良い制度運営を図るためにも、有意義であると考えられるため、例えば、監査等において加算項目の一部を認定後にまとめて支給している市町がある場合、市町と施設の協議内容や概算で支給していない理由について確認することが望ましい。</p>
	【背景】	<p>毎月の市町から施設への支払額は、月初の子どもの人数で積算しているが、そのうち、職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じた加算項目については認定が年度途中になることもあるため、各月の支払い時点で認定が行われていない加算項目については、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる場合は概算で支給することも可能であり、その場合認定後に差額を調整している。</p> <p>ただし、一部の施設に対しては、施設と協議し施設の了承を得た上で、加算項目の一部について概算で支払わずに、認定後にまとめて支払っている。</p>

		各施設の資金繰りの観点から、施設の運営に支障がないか確認し、よりよい制度運営を図るためにも、例えば、監査等の際に、市町における施設との協議内容や概算払いを行っていない理由を確認しておくことが望ましい。
イ.	【意見】	負担金交付の基礎となる市町が作成する実績報告書は、市町のシステムで出力した支弁台帳を基に作成されている。各施設への給付金額の正確性を確保するための仕組み作りや実績報告書や支弁台帳を正確に作成する責任は市町にあるが、県としては、各市町における給付金額の算出過程の理解と、正確性を担保するための仕組み及びこれらが適切に運用されているかについて、監査等で確認を行うとともに、改善点がある場合には市町に提案することが望ましい。
	【背景】	県は市町が作成、提出する実績報告書と支弁台帳について数値の整合性を確認している。県へのヒアリングによると市町が実績報告書と支弁台帳を提出する際には、担当者が実績報告書と支弁台帳との整合性や施設への支給額等の確認を行い、上司の確認を受け、決裁を取った上で提出しているとのことであるが、実際には、両者の不整合が生じている場合があることから、市町によっては、実績報告書及び支弁台帳を正確に作成する仕組みやその運用に不備がある可能性を否定できない。県としては、各市町における実績報告書及び支弁台帳の作成過程を理解し、給付金額が正確に算出される仕組みについて、明らかに改善すべき事項がある場合には、市町に提案することは、県としてのより良い制度運営を図る点から有意義であると考えられる。

Ⅲ. 12. 保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業

ア.	【意見】	市町からの申請書類や報告書類等に対する県におけるチェックリスト・マニュアルについて、担当課内における利用の周知が行われ、より効率的かつ効果的なチェック体制を図ることが望ましい。
	【背景】	市町からの申請書類や報告書類等に対して、県はチェックリスト・マニュアルを整備しているものの、担当者が変更となった際に、チェックリスト・マニュアルが引き継がれておらず、担当者が補助金交付要綱によりチェックを行った事例があった。 チェックリスト・マニュアルは、数多くのチェック項目を効果的かつ効率的にチェックするため作成されているものであるため、適切に運用されることが望ましい。また、特に、担当者が変更になった際は、業務を効果的、効率的に行う観点から有用なものと思慮されるため、適切に運用されたい。
イ.	【意見】	市町からの申請書類や報告書について、誤りの多い市町に対しては、正確性を担保するための改善策を提案することが望ましい。
	【背景】	県へのヒアリングによると、市町から提出される申請書類や報告書類等の中には、合計額が内訳と一致していない場合や、数式のあるフォーマットの場合でも、上書きや行の追加により、数式が機能していない場合等があることから、市町によっては、申請書類や報告書類等を正確に作成する仕組みやその運用が脆弱である可能性を否定できない。申請書類や報告書類等を作成すること、また、正確に作成する仕組みを整備・運用することは市町の責任であるが、明らかに改善すべ

		き事項がある場合には、市町に改善点を提案することは、県としてのより良い制度運営を図る点から有意義であると考える。
ウ.	【意見】	病児・病後児保育利用料無料化事業利用者の受給資格の登録申請及び利用料の償還申請について、市町に対して、郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法等、より利便性の高い方法を提案していくことが望ましい。
	【背景】	病児・病後児保育利用料無料化事業の利用者は、原則として、事前に、各市町において、利用料受給資格証明書の申請、交付が必要である。また、緊急性の高い場合の利用が多いことに鑑み、利用時の受給資格の登録申請及び利用料の償還申請について、全ての市町において可能となっている。利用者の利便性のさらなる向上の観点から、県として、市町への指導権限はないものの、申請について郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法の導入等を提案していくことは、有意義であり、望ましい。

Ⅲ. 13. 認定こども園整備事業

ア.	【指摘】	県の交付要綱に定める実績報告書の提出期日が、国の交付要綱に準拠していないことから、県の交付要綱を改訂すべきである。
	【背景】	<p>国が制定する「認定こども園施設整備交付金交付要綱」第12条では、県は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を大臣に提出する旨が定められているものの、県が制定する「香川県認定こども園施設整備等事業費補助金交付要綱」第10条では、補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定をした翌年度の4月5日までに実績報告書を知事に提出する旨が定められており、国が定める「いずれか早い日まで」の提出を求めているとは言い難い。</p> <p>県は、県の交付要綱で定める実績報告書の提出期日を国の交付要綱に則す内容に改訂し、市町に提出を求めるべきである。</p>
イ.	【意見】	市町が提出する補助金精算額調書及び補助基準額算定表が、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に則した様式になっていない。様式を改訂することが望まれる。
	【背景】	<p>県が制定する「香川県認定こども園施設整備等事業費補助金交付要綱」別記（第3条関係）では、補助金額の算定方法は、(a) 交付基準額と (b) 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等を控除した額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額と規定されている。</p> <p>しかし、県が作成する補助金精算額調書及び補助基準額算定表においては、上記(a)及び(b)に2を乗じた金額どうしを比較し、いずれか少ない方の額に最終的に2分の1を乗じる方法で補助金額の算定を行っている。最終的な計算結果は同じになるものの、交付要綱に規定される算定方法に準拠しておらず、そのため、国に提出する交付決定額確定書とも算定の過程において不整合が生じている。</p> <p>また、上記の方法で算定された補助金額が期初の交付決定額を超過する場合には、上限金額である交付決定額が採用されることとなるが、現状の様式上、補助</p>

	<p>金算定過程で県補助金精算額と交付決定額を比較していずれか少ない方の額が選択される形式となっていない。そのため、このような場合に補助金精算額を交付決定額とするために事業毎に算定過程の異なる箇所調整を行っており、事業間で様式の入力規則が統一されておらず、確認を行う上でも煩雑となっている。</p> <p>県は、国に提出する交付決定額確定書を参考に、補助金精算額調査及び補助基準額算定表について、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に則した算定式となるよう様式を改訂するとともに、当該様式に基づき統一した規則で入力を行うことが望まれる。</p>
--	---

Ⅲ. 22. 女性相談センター事業

ア.	【意見】	女性相談センターにおける相談情報等の関連資料（紙媒体）は、簿冊管理簿などによる台帳管理を実施し、全ての簿冊が所定の場所に保管されていることをすぐに検知・確認することができるようにすることが望ましい。
	【背景】	女性相談センターにおける相談情報等の関連資料（紙媒体）は、それぞれ報告文書が作成され、決裁がとられたのち、一時保護にいたった相談者については個人別ファイル、それ以外は相談手段別（電話、来所等）に綴られて簿冊として執務室内の施錠付きキャビネットに保管されている。しかしながら、簿冊管理簿などによる台帳管理が実施されておらず、情報セキュリティの観点から、全ての簿冊が所定の場所に保管されていることを確認できる仕組みの整備が望まれる。

Ⅲ. 23. 児童福祉事業運営費

ア.	【意見】	子育て支援 WEB サイト「Colorful」について、さらなる利用者拡大のためにアンケートの実施やアクセス数の把握等の取組の実施を検討することが望ましい。
	【背景】	「Colorful」は香川県の子育て支援情報を掲載する、子ども政策推進局が運営する唯一の WEB サイトであり、利用者が児童福祉関連の様々な事業を理解し活用するきっかけとなるツールである。各事業を広く周知し活用を促進させるために、WEB サイトに関する利用者アンケートの実施やアクセス数の把握等の利用者拡大に向けた取組の実施を検討することが望ましい。

Ⅲ. 26. 青年センター運営費

ア.	【意見】	利用者の施設利用申請書の提出について、郵送、FAX のほか、メールでの申請も検討することが望ましい。
	【背景】	青年センター規則において、利用の許可を受けようとするものは、書面又はファクシミリで申請書を所長に提出することになっている（第7条、第12条）。個人情報保護等に十分配慮した上で、申請方法の選択肢を増やすという点では、規則を見直して、メールでの申請書の提出を検討することが望ましい。

Ⅲ. 27. さぬきこどもの国管理運営費

ア.	【意見】	指定管理者に対する委託料の決定に際し、前指定期間の委託料との比較のみならず、同期間の実績も踏まえて金額の妥当性を検討することが望ましい。
	【背景】	令和元年度の属する指定期間は平成28年度から令和2年度の5年間であり、各年度の委託料は平成27年の指定管理者選定時に申請者の提示額に基づき一括して決定される。包括協定書第14条第3項には、「指定期間中に委託料の額の算

	<p>定の基礎とした諸要素が変動したときは、甲乙協議の上、同項に規定する委託料の額を変更することができる」と規定されているものの、原則として指定管理者の自主性を保証する観点から各年度末の実費精算は行っておらず、そのため、当該委託料決定のプロセスが県の歳出において重要であるといえる。</p> <p>令和元年度の属する指定期間の申請団体数は1団体であり、募集にあたり上限額の設定もないことから、当申請者の提示額に基づき5年分の委託料が決定されている。評価委員会では、平成22年に決定された前指定期間（平成23年度から平成27年度）の委託料との比較のうえで提示額の妥当性を検討しているが、指定期間中において実費精算を行っていないことを鑑みると、委託料決定時には直近の実績額との比較を行ったうえで、過大な委託料となっていないか金額の妥当性を検討することが望ましい。</p>
イ.	<p>【意見】 事業報告書の管理経費の収支決算書に関して、前年実績との比較のみならず収支予算との比較も実施し、報告を求めることが望ましい。</p> <p>【背景】 包括協定書第17条に基づき、指定管理者は事業年度開始前に年間の収支予算書を県に提出し承認を受けているが、事業報告書においては前年実績との比較を表形式で報告しており、承認済みの収支予算と年間実績との比較は報告対象に含まれていない。事業報告書を受理した県としては、総額が予算に対して大幅に乖離していないかの確認は行っているものの、委託料の実費精算を行わない関係上、精緻には予算と実績の比較を行っていないとのことであった。指定管理者の自助努力による利益は指定管理者が享受するものであったとしても、県は委託者として、年初に知事が承認した予算に対して乖離が生じていないか、また包括協定書第14条第3項に定められる委託料の額の変更に該当しないかを検討するため、指定管理者に予算との比較についても報告を求め、内容を検討することが望ましい。</p>

以上